

改正

令和2年12月14日条例第36号

雫石町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第4条）

第3章 町民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 町長等と議会の関係（第7条－第10条）

第5章 自由で活発な議論の議会（第11条・第12条）

第6章 適正な議会機能（第13条－第17条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第18条－第20条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第21条・第22条）

附則

雫石町議会は、雫石町長とともに町民の選挙により選ばれた議員によって構成される町民の代表機関である。

二つの代表機関は、議事機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能を生かし、町民の負託に応える責務を負っており、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すという共通の使命が課されている。

地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）による適正な行政運営を確保するための監視及び評価、さらには政策立案及び政策提言の機能を一層強化する責務が求められている。

議会は、このような使命と責務を重く受け止め、町民の代表として積極的な情報公開と、開かれた議会を通して説明責任を果たすとともに、議員間の自由な討議を展開しながら、町政の論点を明らかにして、政策の提言に努めなければならない。

ここに、雫石町議会は、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、議会と町民及び町長等の関係を定め、町民の信頼に全力で応えていくことを決意し、議会の規範として、雫石町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の新時代にふさわしく、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本的事項を定めることによって、町民の負託に的確に応え、もって町民の生命・財産を守り、福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正、透明及び信頼を重んじた議会を目指して活動する。

2 議会の委員会は、原則公開とする。

3 町民に分かりやすく、関心が持たれる議会運営をするため、町民の参加意欲を高めるよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由で活発な議論の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握することに努めなければならない。

3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(危機管理)

第4条 議員は、町民の生命、財産及び生活に影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

第3章 町民と議会の関係

(町民と議会との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、町民、団体等との意見交換を行い、政策立案能力を高め、政策提言を行うよう努める。

3 議会は、町民の参加と連携を高める方策として町民と議会との懇談会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

(議会の自己評価)

第6条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議

会活動の活性化を図るよう努める。

- 2 議会は、議会としての自己評価を毎年行い、評価の結果を町民に公表する。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第7条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を生かすとともに議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、緊張関係を維持しながら、広く町政上の論点及び争点を明確にするよう努める。

- 2 議員と町長等との本会議における一般質問は、目的を認識しながら通告に基づいて行い、再質問は一問一答方式で行う。
- 3 議長から本会議又は委員会に出席を要請された町長等は、議員の質問又は質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て質問又は質疑の趣旨を確認するための発言をすることができる。
- 4 議員は、二元代表制の役割と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しないものとする。

(政策等の形成過程への説明要求)

第8条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、内容をより明確にするため、必要に応じて次に掲げる事項の説明を求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 財源措置
 - (5) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、立案及び執行の各段階における論点及び争点を明確にし、政策の評価に資する審議を行うものとする。

(評価の実施)

第9条 議会は、必要に応じて、議会独自で、政策評価を実施するものとする。

(議会の議決すべき事件)

第10条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、雫石町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本の構想及びその基本となる計画を議会で議決すべき事件とする。

- 2 議会は、前項に掲げるほか、議会の議決事項について必要に応じて、見直しするものとする。

第5章 自由で活発な議論の議会

(政策形成力を高め合う自由で活発な議論の場)

第11条 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員同士がお互いを高め合うよう、自由で活発な議論をし合う場とする。

2 議会は、定例会後速やかに検証を行い、課題把握と政策形成の方向性を明確にするよう努める。

(委員会の活動原則)

第12条 委員会は、所管にかかる町政の課題について、町長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努める。

第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第13条 議会は、議事機関として監視、調査、政策形成機能を保持するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

2 議会は、議長交際費についての使途等を議会広報紙等により町民に公表する。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(議員研修の充実)

第15条 議会は、議員の政策形成力及び立案力の向上を図るため、議員研修を実施する。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努める。

2 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。

3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、広報活動に努める。

4 議会は、議員により組織する編集委員会を設け、議会広報紙を定例会後速やかに発行する。

(議長・副議長志願者の所信表明)

第17条 議会は、議長・副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第19条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の条例を改正する場合は、行政の現状と課題、将来の予測と展望及び議会の機能を発揮できるよう考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。
- 3 議員定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。
- 3 議員報酬の条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項の規定により町民から直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員自らが提案するものとする。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第22条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の整備を講ずるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

- 2 議会の議決すべき事件に関する条例（平成14年雫石町条例第27号）は廃止する。

附 則（令和 2 年12月14日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。